# 藤枝市不育症治療費助成制度

R7 年度版

藤枝市少子化対策の一環として、不育症治療を受けている夫婦に対して、高額な治療になる不育症治療に要する経済的負担を軽減するために費用の一部を助成します。

## 1 対象者

**下記の条件をすべて満たす夫婦が対象になります。**

- 法律上（戸籍上）婚姻している夫婦で、夫婦の両方または一方が、申請を行う日に藤枝市に住民票がある方
- 治療期間の初日に妻の年齢が 43 歳未満の方
- 医療保険の適用されない不育症による治療を受けた方

## 2 対象治療

- 不育症の検査及び治療に係る費用(保険適用外)
  助成対象になる治療法については藤枝市にお問い合わせください。
- 他の助成を受けていない治療

## 3 助成内容

- 不育症治療に要する**治療費の７割の額**※を助成します。
  ※治療費の３割は自己負担となります。
- **１回の妊娠までの治療につき助成期間内(下表参照)で 241,500 円を上限**とします。

助成期間は助成を開始した診療日の属する月から継続する２４か月です。
治療を継続予定でも、助成の申請は年度ごとになります。

（例）

## 4　申請方法

医療機関での治療終了後に、下記①～⑦を用意して保健センターで申請してください。
申請書は、藤枝市役所ホームページからダウンロードできます。

| | 必　要　書　類　等 | 備　考 |
|---|---|---|
| ① | 不育症治療費助成金交付申請書<br>（第１号様式その１） | 申請者は夫または妻のどちらか一方<br>保健センターで配布 |
| ② | 不育症治療費助成事業に関する同意書<br>（第１号様式その２） | 保健センターで配布 |
| ③ | 不育症治療費助成事業受診等証明書<br>（第２号様式） | 保健センターで配布<br>**主治医が記入** |
| ④ | 夫と妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書<br><br>※取得できない事情（夫婦ともに日本国籍を有しないなど）がある場合は、下記までお問い合わせください。 | 藤枝市役所市民課・文化センター・<br>岡部支所・各地区交流センターにて発行<br>※本籍地が藤枝市以外の方は、以下のホームページを参考にお手続きください。 |
| ⑤ | 領収書の原本　（受診者氏名が入っているもの） | 窓口でこのチラシを提示すると、証明書の発行が無料になります。 |
| ⑥ | 印鑑　（スタンプ印は不可） | |
| ⑦ | 口座振込み先の通帳　（**申請者名義**のもの） | |
| ⑧ | 申請者本人が確認できる書類<br>（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート等） | |

## 5　申請期限

**申請書の提出期限は、不育症治療を受けた日の属する年度内（３月３１日まで）です。**
**（※年度ごとの申請です）**

**１月～３月に治療が終了した場合は、治療終了日から９０日以内に申請してください。**

| 治療終了日 | 申請期限 |
|---|---|
| 令和７年１月～令和７年３月 | 治療終了日から９０日以内 |
| 令和７年４月～令和７年１２月 | 令和７年３月末まで |
| 令和８年１月～令和８年３月 | 治療終了日から９０日以内 |

申請・問合せ窓口　藤枝市保健センター
住所　藤枝市南駿河台１丁目 14－1
電話　０５４－６４５－１１１１
FAX　０５４－６４５－２１２２
hokencenter@city.fujieda.shizuoka.jp
藤枝市役所ホームページ　www.city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市ホームページ